

京都市告示第 156 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 12 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
嵯峨経 256 号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町 17 番地の 1 地先から 同区嵯峨天龍寺車道町 18 番地の 84 地先まで	平成 20 年 6 月 14 日

(建設局土木管理部道路明示課)